

## 報告第5号

### 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和6年9月9日提出  
山江村長 内山 慶治



#### 1 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和5年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15.0
連結実質赤字比率	—	20.0
実質公債費比率	9.3	25.0
将来負担比率	—	350.0

#### 2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	令和5年度比率	経営健全化基準
簡易水道事業	—	20.0
農業集落排水事業	—	20.0

#### (提案理由)

健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき議会へ報告する必要があるため、提案するものである。

山監第29号  
令和6年8月16日

山江村長 内山慶治様

山江村監査委員 豊永知清

山江村監査委員 立道衛



### 地方公共団体財政健全化法に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、令和6年7月29日付けで審査を求められた令和5年度山江村の財政健全化等に関する比率について、健全化判断比率等並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について説明を受け、その審査を終了したので意見書を提出します。

#### 記

1. 審査期日 令和6年8月16日

2. 審査事項 財政健全化判断比率等

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率
- ・公営企業資金不足比率

3. 審査意見

令和5年度決算に基づき、算定された財政健全化を判断する3指標及び算定の基礎となる書類について審査したが、一般会計等の実質収支は黒字で、将来負担比率、実質公債費比率、公営企業における資金不足比率は、いずれも早期健全化基準値内であり問題ないと認めた。

審査した内容については、添付意見書のとおりである。

令和5年度

山江村普通会計  
財政健全化比率等審查意見書

山江村監査委員

## 令和5年度 普通会計財政健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記 (単位 : %)

健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	15.0	
② 連結実質赤字比率	—	—	20.0	
③ 実質公債費比率	10.0	9.3	25.0	
④ 将来負担比率	—	—	350.0	

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は「—」と、実質赤字額はなく良好と認められる。

##### ② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は「—」と、連結実質赤字額はなく良好と認められる。

##### ③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は9.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており良好と認められる。

##### ④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、「—」と、将来負担額はなく良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、今後も行財政改革等を進め経常経費を抑えていく必要がある。

## 令和5年度 簡易水道事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか注眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

(単位：%)

比 率 名	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準	備 考
① 資金不足比率	—	—	20.0	

#### (2) 個別意見

##### ① 資金不足比率について

経営健全化審査における資金不足比率は「—」と資金不足額はなく、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 令和5年度 農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか注眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

(単位：%)

比率名	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	—	20.0	

#### (2) 個別意見

##### ① 資金不足比率について

経営健全化審査における資金不足比率は「—」と資金不足額はなく、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 令和6年度財政指標の審査報告

## 「令和5年度決算に基づく健全化判断比率」

令和6年8月16日

午前10時00分

監査室

審 査：豊永代表監査委員、立道監査委員、山口監査事務局書記

執行部：平山総務課長、総務課尾方主幹

### 1. 内容説明・・・尾方主幹

実質赤字比率の状況（令和5年度決算） 別紙のとおり

連結実施赤字比率の状況（〃） 〃

実質公債費比率の状況（〃） 〃

将来負担比率の状況（〃） 〃

資金不足比率の状況（〃） 〃

近隣市町村の財政指標一覧（令和4年度決算） 〃

### 2. 意見交換

行財政改革の推進について